

第6期 地域福祉実践計画

(令和3年度～令和8年度)

中間見直し版

ともに支えあい みんなの笑顔が見えるまちづくり



社協マスコットキャラクター
ハートマちゃん



苫小牧市社会福祉協議会

第6期地域福祉実践計画の中間見直しにあたって

「ともに支えあい みんなの笑顔が見えるまちづくり」を理念に掲げ、令和3年4月に策定した第6期地域福祉実践計画は、苫小牧市第3期地域福祉計画と連携して事業を実践してまいりました。

計画では、勇払地区における診療所閉所に伴う通院支援として市民参加型による移送サービスや、身寄りのない方等へ権利擁護の視点から、成年後見事業に関連した緊急事務管理等を新規事業として開始しました。各事業とも開始されてから、多くの市民の皆様の御協力により、順調な運営ができております。

また、策定から3年が経過し、新たなニーズに応えるため、移送サービスを樽前地区にも拡大するなど、企業やボランティアに御協力いただき、計画以上の成果を上げております。

この中間見直しは、令和6年度からの3年間を活動期間として新たな課題に対応し、事業の進捗状況を整理しながら、実情に合った内容にしていくよう策定いたしました。

「igocoti」、「風まち」、「とまとま」といった居場所づくりと交流の場、「だけボラ」における中層住宅の灯油運搬ボランティアの開始、SNSを活用した相談支援など、新たな事業を推進します。

また、地域ニーズや課題の変化にいち早く的確に対応できるよう、重層的支援体制整備事業等についての研修や視察を行うなど、地域支援体制の一層の強化を計画に盛り込んでおります。

今後も、地域の課題解決に向け、市民の皆様の期待に応えていきたいと考えておりますので、御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

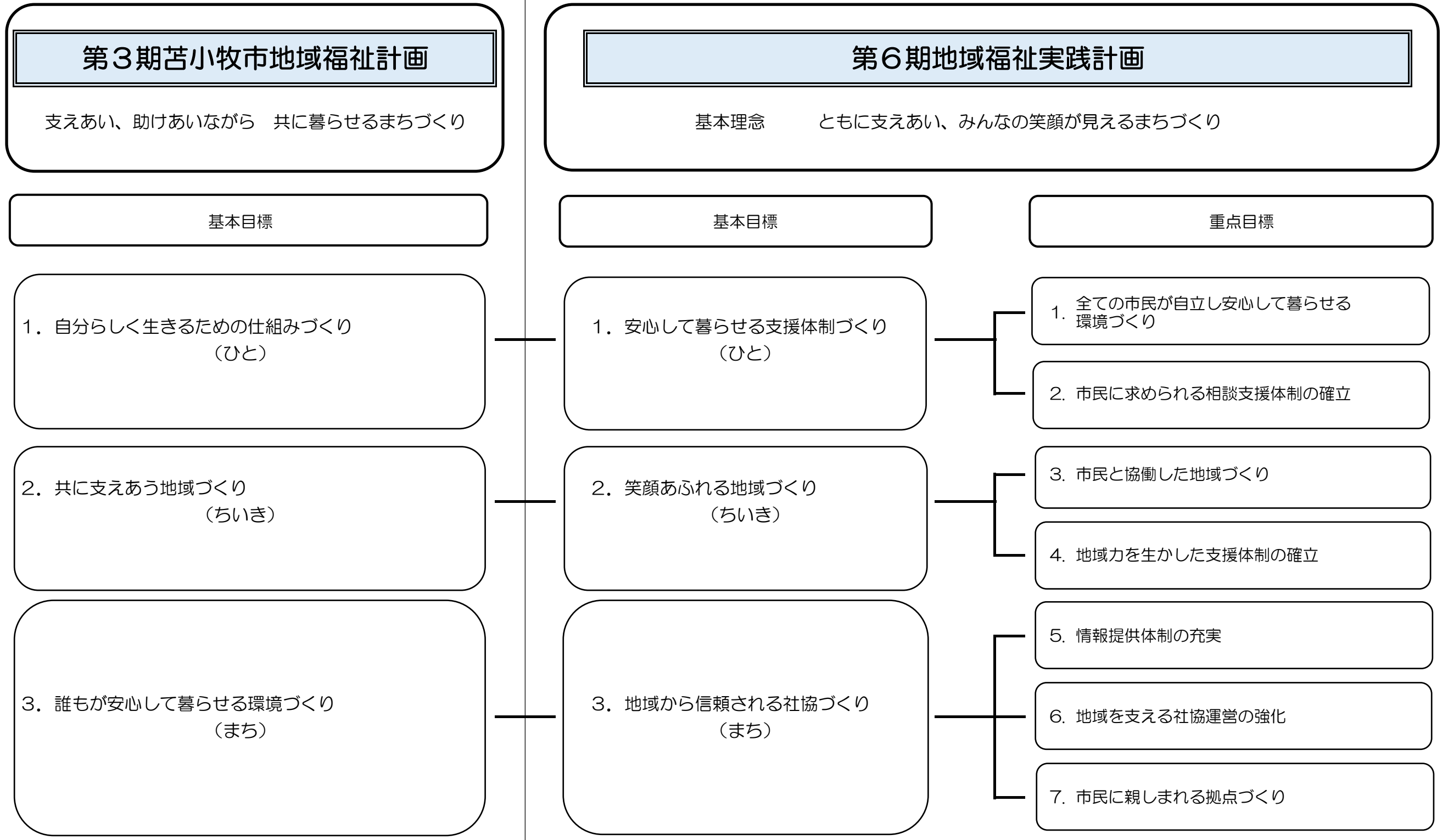
令和6年4月



社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会

会長 渡邊 敏明

苫小牧市社会福祉協議会 第6期地域福祉実践計画体系図



苫小牧市社会福祉協議会

第6期地域福祉実践計画（令和3年度～令和8年度）

中間見直しについて

1 第6期地域福祉実践計画の中間見直しにあたって

本計画は、令和3年度～令和8年度までの6カ年計画となっており、中間年で見直しを行うこととなっております。

令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
				第6期 検証作業	第7期 策定作業

見直し

苫小牧市社会福祉協議会では、地域福祉の推進役として、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置を拡大してきましたが、活動が進むと新たな個別課題が発見され、それに対応する新たな支援や活動が必要となってきました。

特にこの3年間では、ヤングケアラーやひきこもり等、若年層において支援を必要としている方が多くいることがわかり、気軽に集える居場所として「igocoti」を開設し、「LINE」などのSNSを活用した情報発信や相談対応も新たなツールとしてスタートさせました。

このように、令和3年度の計画開始から、既存の事業を発展させるとともに、新たな事業展開やツールを活用するなどの発展をさせてきました。この中間見直しでは、これまで3年間における進化を反映させ、今後3年間の方向性を見直しました。

2 見直しの内容とまとめ

本計画を基にして変更があったものについては次頁以降において表に掲載し、変更・追加等の事業内容をまとめております。また、計画当初に予定されていなかった事業等については、新規事業として開始年月日とともに事業内容、ここまでの事業実施状況をまとめました。

3 今後の計画について

この中間見直しを経て、第6期地域福祉実践計画を令和8年度まで運用し、最終年度には第7期地域福祉実践計画に向けた策定作業を行います。第7期地域福祉実践計画は、この中間見直しを含む、第6期地域福祉実践計画の実施状況や進行状況、地域の情勢などを振り返りながら、策定作業を行うこととなります。

1、中間見直し内容

	事業項目	現行事業計画	変更・追加内容	追加・変更
12	C SWの配置 (本計画 P19)	<p>制度の狭間にある方や複合的に課題を抱える方、また、課題を抱えながらも支援を拒否している方などが、地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、年齢や制度分野を問わず、総合的に相談を受けて支援を行う。</p> <p>そのために行政や関係機関と分野を横断した連携、さらには地域住民の福祉活動に働きかけながら、対象となる方の「くらしを支える支援」を行う。市内の地域包括支援センターの各圏域（7 圏域）に配置し、①断らない支援、②社会参加への支援、③地域づくりに向けた支援という包括的体制整備における3つの柱を実践するとともに重層的支援体制を進める。</p>	<p>C SWの活動の中で、家にこもりがちとなって社会との接点がないことや不登校など、若年層における課題が見えてきた。そのため、ひきこもり、不登校、ヤングケアラー等、生活における困りごとを抱える方に安心して過ごしていただける居場所づくりなど、各事業において支援の幅を広げていく。</p> <p>また、令和7年に市が予定している重層的支援体制整備事業について、社協としては各関係機関との連携を図り、幅広い生活課題への対応を行っていく。</p>	追加
14	心配ごと相談・ 無料法律相談 (本計画 P19)	<p>市民の心配ごとや悩みを解消するため、相談者の立場を十分に配慮し適切な助言を行い、解決の方向性を提示すると共に、必要に応じて弁護士やその他の専門職等へつなげる。また、高齢者や心の病を抱え、来所相談や電話での対応が困難な方へ、訪問相談を拡大すると共に各機関が実施する事業と連携を図る。</p>	<p>生活上のあらゆる心配ごとを相談できる本事業が市民に浸透し、就労や学校などで平日に相談できない方に対する相談支援体制の充実を図るため、出張相談所の開設やSNS(Instagram)を積極的に活用し、幅広い層への市民に事業周知する。</p>	追加
17	成年後見 支援センター (本計画 P21)	<p>市民後見人の継続的な養成と支援を続けながら、成年後見人と成年被後見人との良好なマッチングの仕組み、市内の権利侵害の早期発見と対応の充実、高度な倫理的判断を行う専門職を養成し、フォローアップ研修等でのスキルアップを行う。</p> <p>広域化や中核機関化へ向け、市はじめ、関係機関と連携して体制を整備する。</p>	<p>苫小牧市、厚真町、安平町及びむかわ町の1市3町へ広域化となり、中核機関として3町への出張相談や成年後見制度に関するケースについての支援を行う。</p> <p>成年後見制度の利用者が増加しており、市民後見人の体制強化が必要となっていることから、市民後見人養成講座の開催回数の増や夜間開催など、受講の利便性を考慮し、市民後見人の増加を図る。</p>	追加

	事業項目	現行事業内容	変更の経過・追加内容	追加・変更
25	ボランティア活動への理解促進と活動の推進 (本計画 P25)	市民を対象としたボランティアへの理解、関心を広げ、活動を推進していくための様々な研修・講座等を開催する。また、継続的にボランティア活動を推進するために定期的な情報提供やフォローアップの場を提供するボランティア登録制度の充実を図る。	福祉学習について、登録ボランティア研修交流会に福祉学習を取り入れ、一般市民にも広く学習の機会をつくり、より多くの市民がボランティア活動に感心を持てる事業展開を行う。	変更
26	介護支援いきいきポイント事業 (本計画 P25)	地域で生活する高齢世代の方々が、生き生きと地域の中で活躍の場を広げられるよう、介護支援ボランティア活動を通じて介護予防を推進するとともに、要介護・要支援高齢者に対する主体的な地域支えあい活動を推進するための事業を実施する。	40歳代から参加したいという要望に応え、ボランティア登録者の年齢を65歳以上から40歳以上と変更し、若年層のボランティア活動の拡大を図る。	変更
29	ふれあいサロンの推進 (本計画 P27)	地域住民の関係づくりに大きな成果を挙げている事業であり、今後も、介護予防や住民参加の機会として「ふれあいサロン」の開設を呼びかけ、気軽に地域の住民同士が集う機会をつくることを支援する。	参加しやすいサロンづくりを目指し、他市で行われているサロンの運営者と交流を図るとともに、サロン運営についての情報交換を行う。	追加
35	生活支援コーディネーターの配置 (生活支援体制整備事業) (本計画 P29)	地域包括ケアシステムの構築を目的に、地域包括支援センターや苫小牧市が設置する協議体と協議、連携しながら、高齢者が生きがいや役割を持ち、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、高齢者を含めた地域住民同士の「支える」「支えられる」という関係を超越して、地域の福祉力を高める支援を行う。	—	—
	市販薬購入支援	—	勇払地区にて医療機関閉鎖に伴う一般市販薬の購入が難しい状況であることに対応するため、協力薬局や企業協力体制を整備し、薬の配送事業を新たに行う。	追加

	事業項目	現行事業内容	変更の経過・追加内容	追加・ 変更
38	移送支援事業 (本計画 P31)	勇払地区に居住し、公共交通で受診することが困難な高齢者に対し、市内にある車のディーラーより試乗車を借用して、登録ボランティアが送迎支援をする。トライアル事業の検証を行いながら、令和4年度の本格実施に向けて検討を行っていく。	勇払・樽前地区における移送支援を継続していく。 ニーズの増加に伴い、総合事業における訪問型サービスDへ移行し、行政からの支援を受けながら、安定した事業運営を行っていく。	変更
55	市民活動センターの環境整備 (本計画 P39)	開設から26年が経過し、修繕箇所が多くなっている。利用者数は増加しているが、設備が古くなっており、利便性について検討が必要。	全ての来館者が利用しやすい環境を目指し、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化に向けた改修や修繕を随時行いながら、公共施設の中でも社会福祉センターとして高齢者や障がい者の利便性向上を図る。	追加
56	指定管理自主事業の実施 (本計画 P39)	市民ニーズを把握することで、多くの市民が広く利用できるサービスを提供し、広く市民が参加できる事業や環境整備を展開して施設利用の満足度を高める。	市民との協働による環境整備活動として、市民活動センターの景観を整備し持続可能な環境保全に努めるため、地域住民と花壇づくりをする。 また、簡単体操の上映を行うことで、来館者の運動習慣のきっかけをつくり、また元気に市民活動センターへ足を運んでもらうように健康維持への意識向上を図る。	追加

【 新規事業 】 令和3年度～令和5年度に開始した事業

基本	重点	事業項目	事業開始	事業内容	担当	事業区分
1 安心して暮らせる支援体制づくり	2 市民に求められる相談支援体制の確立	igocoti (本計画 P19)	令和4年 9月	生活に困窮していたり、ひきこもっていたり家族の世話や家事などを日常的に行っている若者たちが地域において孤立することを防ぎ、若者の健やかな育ちに資する居場所づくりを行う。	地域福祉課	独自事業
		LINEによる相談窓口の設置 (本計画 P19)	令和5年 6月	LINEを使った相談窓口を開設し、来所相談や電話での対応が困難な方や幅広い年齢層への相談を拡大すると共に各機関が実施する事業との連携を図る。また、社協ホームページや各イベントや店舗へのチラシと名刺サイズのカードを設置して周知を行う。	地域福祉課	独自事業
		重層的支援体制整備に向けた取り組み (本計画 P19)	令和6年 4月	令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業へ向けた準備が進む中、CSWや生活支援コーディネーター、市民相談等における専門職が、情報収集や人材育成のための研修に参加し、各機関と連携した相談支援体制を確立する。 (令和7年4月事業開始予定)	地域福祉課	独自事業



新規事業 igocoti(いごこち)



サロン研修交流会(恵庭市)



基本	重点	事業項目	事業開始	事業内容	担当	事業区分
2	笑顔あふれる地域づくり	風まち (本計画 P29)	令和4年 8月	不登校家族や生徒、児童の家族が孤立しないよう、自分の思いや悩みを話し、親同士が語り合 って共有できる場をつくる。また、この事業を きっかけに、外出する機会となるよう支援す る。	地域福祉課	独自事業
				(令和4年度実績) 昨年度は4回実施し、参加された親御さんは思 い思いに語り、参加された方と情報の共有を図 った。		
		だけボラ(灯油) (本計画 P29)	令和4年 11月	高齢者が地域で生きがいを持って充実した暮 らしをしていくために福祉活動等を希望する 方たちが地域の担い手として主体的に行う活 動を支援していく。	地域福祉課	独自事業
(令和4年度実績) 地域におけるちょっとした困りごと(灯油運 搬)に対応できる地域の担い手として、高校生 を中心として、企業の協力を得ながら支援体制 づくりを行った。						
		とまとま (本計画 P29)	令和5年 9月	当事者や後援機関からの事例提供と当事者会 と家族会に分かれて交流を図りながら、当事者 の外出機会の拡大と人間関係の構築を図って いく。	地域福祉課	独自事業



新規事業 だけボラ(灯油運搬)





社協HP



男女平等



くらし支援課



地域福祉課

第6期地域福祉実践計画 中間見直し版

～ともに支え合い みんなの笑顔が見えるまちづくり～

発行 社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会

住所 〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目3番8号
市民活動センター内

電話 (0144) 32-7111

FAX (0144) 34-8141

発行年月 令和6年3月

